

豊橋市指定文化財指定理由書

指定名称 獅子 しし
指定区分 彫刻
員数 1対(2躯)
時期 鎌倉時代
所有者 宗教法人 吉田神社 代表役員 水谷雅則
所在地 豊橋市関屋町2番地
指定理由

阿形像は像高 27.3 cm・全長 24.3 cm・胸幅 12.2 cm、吽形像は像高 28.3 cm・全長 22.6 cm・胸幅 10.9 cmである。

吉田神社には古像の獅子が伝えられている。獣形の像である獅子や狛犬は、一般的に魔除けを目的として神社の社殿内や社頭に一對で置かれることが多い。向かって右に置かれる開口の阿形像を獅子、同じく左に置かれる閉口の吽形像を獅子または狛犬とする。なお、吽形像で頭に角を持つものが狛犬である。

この獅子一對は木造であり、頭体を通して一材より木取りし、体部中央から左右に割り内割りを施した割矧造の像である。面貌に迫真性があり、胴部の絞られた体形や引き締まった筋肉表現などから鎌倉時代の作と考えられる。両像とも現在は素地を呈し、別材を寄せた足先や後脚の両側面と尾部は亡失し、上顎部分は欠損している。なお、阿形像の内部には判読不明の墨書が残る。

吉田神社の獅子は、市域に残る数少ない中世のものである。同社の歴史をものがたる資料として貴重であるため、市の文化財に指定して長く保存すべきものである。



【 獅 子 】